



平成 18 年 7 月 12 日

各 位

東京都豊島区高田三丁目 23 番 23 号
株式会社 ビックカメラ
代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号: 3048)

問い合わせ先: 常務取締役経理部長 金澤 正晃

電話番号 03 (3987) 8890 (代表)

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 18 年 7 月 12 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社ジャスダック証券取引所への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及 普通株式 100,000 株
び数
- (2) 払込金額 未定
- (3) 増加する資本金及 未定
び資本準備金の額
- (4) 募集方法 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、野村證券株式会社、SMB Cフレンド証券株式会社、岡三証券株式会社、極東証券株式会社、コスモ証券株式会社及びSBIイー・トレード証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受させる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、払込金額決定後、払込金額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況を勘案した上で、平成 18 年 8 月 2 日に決定する。ただし、引受価額（引受人が当社に払込む金額）が払込金額を下回ることとなる場合は、新株式の募集を中止するものとする。
- (5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 18 年 8 月 3 日（木曜日）から
平成 18 年 8 月 7 日（月曜日）まで
- (7) 払込期日 平成 18 年 8 月 9 日（水曜日）
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他この新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類 普通株式
- (2) 売出人及び ①引受人の買取引受による売出し

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

- 売出株式数 [住所] 埼玉県東松山市大字新郷 470
[氏名] 新井隆二 50,000 株
- ②オーバーアロットメントによる売出し
東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
日興シティグループ証券株式会社 上限 22,500 株
①及び②の合計 上限 72,500 株
- (3) 売出価格 未定 (公募による新株式発行の一般募集における発行価格と同一とする。)
- (4) 売出方法 ①引受人の買取引受による売出し
日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受させる。
②オーバーアロットメントによる売出し
日興シティグループ証券株式会社が、上記①の売出しの他に、公募による新株式発行及び上記①の売出しの需要状況を勘案し、当社株主である新井隆二より借り入れる当社株式について追加的に売出しを行う。
売出株式は上限を示したもので、売出価格決定日に当該需要状況を勘案のうえ決定される予定である。ただし、公募による新株式発行を中止した場合は、本株式売出しも中止する。
- (5) 引受契約の内容 引受人の買取引受による売出し分
引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額 (引受人より売出人に支払われる金額) を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 18 年 8 月 3 日 (木曜日) から
平成 18 年 8 月 7 日 (月曜日) まで
- (7) 受渡期日 平成 18 年 8 月 10 日 (木曜日)
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) この株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 15,000 株
- (2) 払込金額 未定 (公募による新株式発行の一般募集における払込金額と同一とする。)
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 未定 (公募による新株式発行の一般募集における増加する資本金及び資本準備金の額と同一とする。)
- (4) 割当先及び割当株数 日興シティグループ証券株式会社 15,000 株
- (5) 割当方法 割当価格については公募による新株式発行の一般募集における引受価額と同一とし、割当価格が払込金額を下回ることとなる場合、本第三者割当による新株式発行を中止するものとする。
- (6) 申込期間 平成 18 年 8 月 28 日 (月曜日)
- (7) 払込期日 平成 18 年 8 月 28 日 (月曜日)
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他この新株式の発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 上記払込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 株式売出しにおける、オーバーアロットメントによる売出しを中止した場合は、本第三者割当による新株式発行も中止するものとする。

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

- | | | | |
|-----|-----------------------|---------------------------------------|------------|
| (1) | 募集株式の数及び売出株式数 | | |
| | 募集株式の数 | 普通株式 | 100,000株 |
| | 売出株式数 | 普通株式 | |
| | | 引受人の買取引受による売出し | 50,000株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 上限 22,500株 |
| (2) | 需要の申告期間 | 平成18年7月26日(水曜日)から
平成18年8月1日(火曜日)まで | |
| (3) | 価格決定日 | 平成18年8月2日(水曜日) | |
| (4) | 申込期間 | 平成18年8月3日(木曜日)から
平成18年8月7日(月曜日)まで | |
| (5) | 払込期日 | 平成18年8月9日(水曜日) | |
| (6) | 受渡期日 | 平成18年8月10日(木曜日) | |
| (7) | オーバーアロットメントによる売出しについて | | |

募集及び引受人の買取引受による売出しにおいては、新規発行株式100,000株の募集及び引受人の買取引受による50,000株の売出しを予定しておりますが、その需要状況を勘案し、当該引受人の買取引受による売出しとは別に22,500株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である新井隆二より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。ただし、当該売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、もしくはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は、普通株式100,000株の新規発行とは別に平成18年7月12日開催の取締役会において、日興シティグループ証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式15,000株の新規発行(本第三者割当増資)を決議しております。併せて、当社は日興シティグループ証券株式会社に対して、15,000株を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(グリーンシュエーション①)を、平成18年8月23日を行使期限として付与する予定であります。また、日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である新井隆二から、7,500株を上限として、追加的に当社普通株式を買取る権利(グリーンシュエーション②、グリーンシュエーション①)と併せて、グリーンシュエーション)を平成18年8月23日を行使期限として付与される予定です。

日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である新井隆二より借り入れる株式の返還を目的として、上場予定日(平成18年8月10日)から平成18年8月23日までの間(シンジケートカバー取引期間)、オーバーアロットメントによる売出しの株式数の範囲内で、株式会社ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け(シンジケートカバー取引)を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかしくはオーバーアロットメントによる売出しの株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しの株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を減じた株式数、すなわち、当社株主である新井隆二より借り入れる株式の返還に充当する株式数の不足分のみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。不足分の株式数の取得については、15,000株を上限としてグリーンシュエーション①を行使することにより当社普通株式を取得し、さらに不足分が生じる場合は、その不足分についてグリーンシュエーション②を行使し当社普通株式を取得する予定です。オーバーアロットメントによる売出しの株式数が減少した場合もしくはオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合又はシンジケートカバー取引が行われた場合には、当社株主である新井隆二より借り入れる株式の返還に充当する株式数の不足分に応じて、グリーンシュエーション①の行使による本第三者割当増資の割当てに応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行が全く行われない場合があります。

2. 今回の募集による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 641,201株

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

公募増資による増加株式数	100,000株
第三者割当増資による増加株式数	15,000株(最大)
増資後の発行済株式総数	756,201株(最大)

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 19,790,074 千円(※)については、本募集と同日付けをもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限 2,970,000 千円(※)と合わせて手取概算額合計上限 22,760,074 千円について設備投資に 5,790,000 千円、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格(200,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への適正な利益還元を最も重要な経営課題と考えており、財務面での健全性を維持しつつ、長期にわたり安定した配当を継続していくことを利益配分の基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び今後の新規出店等の事業展開のために有効に活用し、事業の拡大に努めていく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

株主への利益還元を実施することは、重要な課題であると認識しておりますが、現時点においては、増配又は株式分割等、具体的内容については今後検討する予定であります。

(4) 過去3期間の配当状況

	第23期	第24期	第25期
	平成15年8月期	平成16年8月期	平成17年8月期
1株当たり当期純利益	2,141.98円	4,179.13円	4,883.23円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	－円 (－)円	250円 (－)円	250円 (－)円
実績配当性向	－%	6.0%	5.1%
株主資本当期純利益率	13.8%	27.1%	29.9%
株主資本配当率	－%	1.5%	1.5%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した値であり、株主資本配当率は配当総額を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受証券会社は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格もしくはそれ以上の金額で需要の申告を行ったものの中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受証券会社は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受証券会社との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。ご自身の判断で行うようお願い致します。